

10月から粗大ごみの処理が有料になります

現在、家庭から出る粗大ごみの量は増加の一途をたどっています。町ではこの状況を踏まえ、資源化の一層の推進、ごみ処理費用負担の公平化、そして、町民の皆さんのごみに対する減量意識の高揚を図るため、10月から「粗大ごみの有料収集」を開始します。

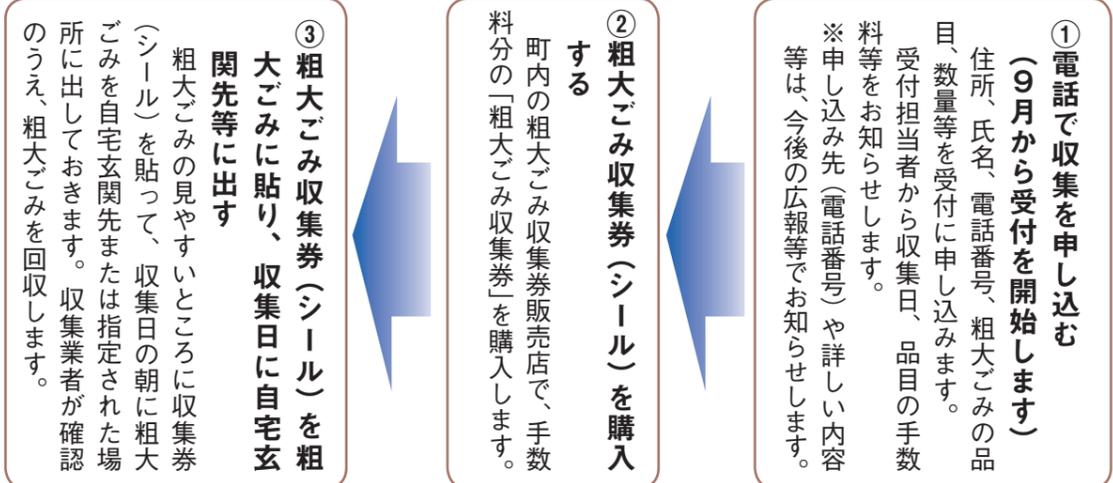
粗大ごみの有料化は、循環型社会の形成にかかるごみ減量化の有効な方策として取り組むものですので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

ごみの有料化とは

ごみの有料化制度は、ごみ処理費用の一部を粗大ごみを出す人に手数料として負担していただくもので、ごみを減らせば負担も少なくなる仕組みです。

費用の負担により、ごみの排出者としての明確な責任を持つていただき、すでに有料化を実施している可燃ごみ、不燃ごみとあわせて家庭ごみ全般の減量化を目的とします。

粗大ごみ収集の流れ



①電話で収集を申し込む
(9月から受付を開始します)

住所、氏名、電話番号、粗大ごみの品目、数量等を受付に申し込みます。
受付担当者から収集日、品目の手数料等をお知らせします。
※申し込み先(電話番号)や詳しい内容等は、今後の広報等でお知らせします。

②粗大ごみ収集券(シール)を購入する
町内の粗大ごみ収集券販売店で、手数料分の「粗大ごみ収集券」を購入します。

③粗大ごみ収集券(シール)を粗大ごみに貼り、収集日に自宅玄関先等に出す
粗大ごみの見やすいところに収集券(シール)を貼って、収集日の朝に粗大ごみを自宅玄関先または指定された場所に出しておきます。収集業者が確認のうえ、粗大ごみを回収します。

有料戸別収集を行います

高齢者世帯でも粗大ごみの排出が容易にできるよう、従来のごみ集積所への排出・収集方法をやめ、電話での申し込みによる「戸別収集」とします。

冬期間を除く毎月1回の収集日に粗大ごみを自宅玄関先(集合住宅等の場合は指定された場所)に出しておくとして収集業者が回収していただきます。回収の際の立会いは不要です。

粗大ごみには手数料として「粗大ごみ収集券」を貼って出してください。粗大ごみ収集券は、有料ごみ袋と同様に町が指定する販売店で購入できます。

ごみ処理手数料について

各品目の重さにより200円から1,000円までの5段階の料金となります。(スプリングの入った製品はごみ処理施設での処理が困難なため、品目の料金のほか解体手数料としてプラス1,000円がかかります。)

【粗大ごみの処理手数料】

区分	手数料	主な品目
15kg未満	200円	掃除機、照明器具、こたつ(家具調こたつ除く)、石油ストーブ、ベビーカー、自転車(子供用)、スノーダンプ、ふとん、一輪車(運搬用) 等
15～30kg未満	400円	自転車(大人用)、家具調こたつ、食器洗い乾燥機、健康器具、ソファ(1人掛)、ミニコンポ 等
30～40kg未満	600円	オルガン、ソファ(2人掛)、学習机、床暖ストーブ 等
40～50kg未満	800円	ソファ(3人掛)、ソファベッド、スチール机 等
50kg以上	1,000円	食器棚、タンス、ベッド、マッサージチェア(大型) 等
処理困難物のため 事前処理が必要なもの	上記料金+ 解体手数料 1,000円	スプリング製品等(ソファ、スプリングマットレス等)



広報美郷1月号および町ホームページに掲載しました「粗大ごみの有料化方針(案)」に対し、3件のご意見が寄せられました。有料化に伴う不法投棄の懸念、また粗大ごみの有効利用、踏み込んだリサイクル対策の推進について、それぞれ貴重なご意見をいただきました。

町ではこれらのご意見を踏まえ、町民の皆さんからのご協力をいただきながら、不法投棄の監視体制の強化、廃棄物の再利用、再資源化の推進に積極的に取り組んでまいります。

粗大ごみの有料化方針(案)に関する意見募集について

～貴重なご意見ありがとうございました～

4月からの家庭ごみ収集日のお知らせ

各世帯に配布している「家庭ごみの分け方・出し方」により収集日等をご確認のうえ、ごみを出してくださるようご協力をお願いします。

- 燃やせるごみ** 町内全域で 毎週2回 収集します。
- 燃やせないごみ** 町内全域で 毎月2回 収集します。
- 資源ごみ(ビン類・缶類・ペットボトル)** 町内全域で 毎月2回 収集します。
※六郷地区は「エコバッグ」による分別収集で、1月～3月に限り毎月1回の収集となります。
- 古紙類(新聞紙・雑誌類・ダンボール・牛乳パック類)** 町内全域で 毎月1回(4月～12月) 収集します。
※千畑交流センター西側、塚トイレパーク駐車場内、町南行政センター(旧役場仙南庁舎)前にある古紙収集専用ステーションは、一年を通していつでもご利用できます。
- 粗大ごみ** 町内全域で 4月、5月、8月の3回 従来どおりごみ集積所等で収集します。**10月からは、「粗大ごみの有料化」により戸別収集となります。**

ごみ出しのルールを守りましょう

- ごみを分別し、指定の袋に入れて収集日の朝8時までに出してください。(前日や夜間に出さないでください。)
- ごみ袋には、「行政区・氏名」を記入してください。
- 「スプレー缶」を出す場合は、必ず釘などで穴を開けてください。ガスが残っていると爆発事故の原因となります。
- 「ペットボトル」を出す場合は、キャップを外し、中を洗って出してください。
- 「古紙類」を出す場合は、種類ごとにひもで十字に強くしばって出してください。
- 家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)、その他収集できないごみは集積所に出さないでください。(販売店もしくは専門の処理業者に引取りを依頼してください)

問い合わせ 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84) 4903